住商連合企業年金基金

住商 太郎 様

あなたは、このたび住商連合企業年金基金の脱退一時金の受給権を得られました。当基金より脱退一時金として 給付を受けることもできますし、脱退一時金相当額を他の制度等へ移換して、将来通算した形で給付を受けるこ ともできます。(ポータビリティ制度)

1. 脱退一時金相当額 及びその算定基礎と 期間)

選択肢(1)

※一旦脱退一時金で

の受給を選択します と、その後他制度へ

の移換変更はできま

※(5)は国の厚生年

金に加入することで はありませんので、 ご注意ください。

※(6)は国民年金に

加入することではあ

りませんので、ご注

意ください。

359,900 _円 脱退一時金相当額

なった期間(加入者 | <u>算定基礎期間 36 ヶ月(自R1 年9 月 1日 ~ 至 R4</u>年 9月 1日) ✓ <mark>資格喪失日まで</mark>

※一時金額は、平均基準給与×加入者期間による乗率で算出されます。

※脱退一時金のお振込みは、書類裁定日かっ 加入者期間は月単位で計算 ※基金の規約により脱退一時金受給権消滅時効 (取得月から資格喪失日の前月)

2. 選択肢

せん。

下記ア、イのそれぞれの状況に応じて選択してください。

- ア. 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であって、
 - ① 再就職先事業所が厚生年金基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ再 就職先の年金制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある 場合 または
 - ② 再就職先事業所が確定拠出年金を実施している場合
- |(1)脱退一時金の受給|
- (2) 企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換
- (3) 再就職先の確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換
- (4) 再就職先の確定給付企業年金へ脱退一時金相当額を移換
- (5) 再就職先の厚生年金基金へ脱退一時金相当額を移換
- | (6) 国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換(個人型確定拠出の加入者になる場合) (1)~(6)のいずれかの選択が出来ます。
- イ. 資格を喪失した日から1年以内に再就職し上記ア. 以外の場合、または1年以内 に再就職しない場合 (以下、該当例)
 - ① 再就職先の事業所が企業型確定拠出年金を実施しておらず、再就職先の事業所 が厚生年金基金または確定給付企業年金を実施しているが、年金制度の規約に 脱退一時金相当額の移換を受ける定めがない場合
 - ② 再就職先の事業所が企業年金を実施していない場合
 - ③ 厚生年金保険の第2号・第3号被保険者(公務員)もしくは第4号被保険者(私 学共済の加入者)になった場合
 - ④ 国民年金の第1号被保険者(自営業者等)もしくは第3号被保険者(専業主婦) になった場合
- (1) 脱退一時金の受給
- (2) 企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換
- (6) 国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換(個人型確定拠出の加入者になる場合) (1)(2)(6)のいずれかの選択が出来ます。
- 3. 移換申出期限

※喪失日から1年経 過すると、選択肢は 脱退一時金のみとな ります。

他の制度へ移換する場合は、喪失日から起算して1年を経過する日までに申し出なけ ればなりません。ただし、厚生年金基金へ移換する場合は、喪失日から起算して1年を 経過する日または移換先制度の資格取得日から3ヶ月を経過する日のいずれか早い日 までに申し出なければなりません。なお、手続き中に1年経過しますと移換できな い可能性がありますので、余裕を持ってご提出ください。

申出期限 R5 年 8 月 31日 (資格喪失日 **R4** 年 **9** 月 **1** 日)

- 一時金受給時の税務 上の取り扱いなど
- 4. 退職にともなう脱退 ・退職にともなう脱退一時金受給については退職所得扱いとなり退職所得控除が適用 されます。
 - ・確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換 した場合は、給付を受けるときに課税されます。

下記の説明をよく読んで別添の「中途脱退者選択書(その1)」に記入し速やかに事業所に提出してください。 ※「選択書(その1)」で「(7)現時点では保留」を選択された方は、喪失日より1年以内に選択区分を決めて 「選択書(その2)」を住商連合企業年金基金へ直接提出して戴くことになります。

第企業年金の概要 金)を受けることができます。 予定利率	注満 1.00% 0.25%		
選択肢(2)45歳未満 55歳以上65歳未満 支給開始年齢 (25歳以上65歳未満 	流満 1.00%0.25%		
選択肢(2)55歳以上 65歳未満 0.75% 65歳以上支給開始年齢 65歳。ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。保証期間 80歳に達するまでの期間。ただし、脱退一時金相当※企業年金連合会へ 産分配金)の移換が 65歳以降に行われた場合は、受	0.25%		
支給開始年齢 65歳。ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。 保証期間 80歳に達するまでの期間。ただし、脱退一時金相当 ※企業年金連合会へ 産分配金)の移換が65歳以降に行われた場合は、受			
保証期間 80 歳に達するまでの期間。ただし、脱退一時金相当 ※企業年金連合会へ 産分配金)の移換が65歳以降に行われた場合は、受			
※企業年金連合会へ 産分配金)の移換が65歳以降に行われた場合は、受			
	額(残余財		
移換するまでの間 応じて保証期間を逓減させる。	:換時年齢に		
	応じて保証期間を逓減させる。		
は、予定利率は付利 事務費 定額事務費と脱退一時金相当額に応じた定率事務費	が脱退一時		
されませんので、ご	金相当額から受換時に控除されます。詳細は、下記連絡先にご照		
注意ください。 会ください。連合会から他へ移換する場合、年金額の	会ください。連合会から他へ移換する場合、年金額の現価相当額		
詳細については、企 に支払事務費相当分を加えた額を移換します。	に支払事務費相当分を加えた額を移換します。		
業年金連合会に直接 ○連絡先 企業年金連合会 年金サービスセンター 年金相談室	○連絡先 企業年金連合会 年金サービスセンター 年金相談室		
お問合わせ下さい。 電話 0570-02-2666 (IP 電話からは 03-5777-2666)	。 電話 0570-02-2666 (IP 電話からは 03-5777-2666)		
ホームページ <u>https://www.pfa.or.jp/</u>	ホームページ <u>https://www.pfa.or.jp/</u>		
	○通算企業年金の年金額等は企業年金連合会のホームページの「年金試算シミュレ		
ーション」に「1.」に表示している脱退一時金相当額等を入力する	ーション」に「1.」に表示している脱退一時金相当額等を入力することでご確		
認いただくことができます。 <u>https://www.pfa.or.jp/pwap/pub/shisa</u>	認いただくことができます。 <u>https://www.pfa.or.jp/pwap/pub/shisan/nenkin</u>		
6. 国民年金基金連合会 企業を退職した被保険者が個人型確定拠出年金(iDeCo) に加入する	企業を退職した被保険者が個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入する場合に、国民		
の個人型確定拠出年 年金基金連合会に原資を移換することができます。	年金基金連合会に原資を移換することができます。		
金(iDeCo)の概要 運用 選択した運用関連運営管理機関から選定・提示され	た運用商		
品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択	Í		
選択肢(6) 給付 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金	<u> </u>		
支給開始年齢 60歳(加入期間が短い場合は61歳~65歳)~75歳の	り間で選択		
事務費 初回事務手数料および毎月の事務手数料が必要とな	けます。詳		
※制度詳細について 細は、下記連絡先にご照会ください。(その他、運	営管理機関、		
は、国民年金基金連事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それ	ぞれが定め		
合会に直接お問合わ るところにより、負担する必要があります。)			
せ下さい。 ○連絡先 イデコ (iDeCo) ダイヤル 0570-086-105 (ナビダイヤル	○連絡先 イデコ (iDeCo) ダイヤル 0570-086-105 (ナビダイヤル)		
ホームページ <u>https://www.ideco-koushiki.jp/</u>			

<提出書類> ※選択肢によって添付書類が異かりますので ご注音下さい (①は全員提出する書類)

へ促出音頻/		
(1) 脱退一時金として受給	(2)企業年金連合会へ移換	
① 中途脱退者選択書 (その1)	①中途脱退者選択書(その1)…基礎年金番号を必ず記入	
② 一時金裁定請求書		
③ 退職所得の受給に関する申告書	(3)(4)(5)の再就職先の制度に移換	
…個人番号(マイナンバー)は事業所確認の上、必ず記入	① 中途脱退者選択書(その1)	
④ 退職所得の源泉徴収票	② 再就職先から入手した移換申出書	
…事業所より退職金を受けた場合(コピー可)	(6)国民年金基金連合会(iDeCo)へ移換	
	① 中途脱退者選択書 (その1)	
⑤ 本人確認書類貼付シート	② 金融機関から入手した移換申出書	
…選択書(その1)にて保留した後、選択書(その2)で		
一時金を選択した場合または基金に直接提出する場合		